

議会運営委員会行政視察報告

日 程:令和8年4月22日(水)~24日(金)

視察先:東京都港区、長野県佐久市、三重県松阪市

参加者:岩崎委員長、上田副委員長、落海委員、坂元委員、田坂委員、岡田委員、乗越委員、石原委員
事務局随員2名

●東京都港区(4月22日)

区 制 施 行	昭和22年 3 月 15 日
面 積	20.36 km ²
人 口	270,561 人(令和8年4月1日現在)

◆ 調査事項

「港区特別職報酬等審議会の定期的な開催について」



1 概要

港区では、特別職報酬等審議会を昭和39年に条例で設置しているが、過去には財政状況の悪化等を背景として長期間開催されなかった時期があった。この反省を踏まえ、平成16年の条例改正により「少なくとも2年に1回、議員報酬等の適否について審議会の意見を聴取する」ことが明確に規定され、定期的な見直しを制度として担保している。

現在は、特別区人事委員会勧告が毎年示されることから、これと連動する形で実質的に毎年審議会が開催されており、制度上の最低要件を上回る頻度で運用が行われている。

2 要旨

(1) 審議の基礎資料と考え方

審議に当たっては、港区の財政状況及び財政指標、特別区人事委員会勧告、他区との報酬水準の比較資料、過去の答申内容等が基礎資料として用いられている。

特に、特別区人事委員会勧告は、民間給与との比較調査に基づく客観的資料であることから、審議における「出発点」として重視されている。一方で、議員報酬や特別職給与は、一般職員の給与とは性格を異にし、生活給としての性質を有するものではなく、職責や責任の重さに基づくものであることから、勧告内容を機械的に適用するものではないと整理されている。

実際の審議では、管理職層との水準比較、区の財政状況、社会経済情勢、市民感覚等を総合的に勘案し、平均値を用いるか管理職以上の水準を基準とするかなどについても、その都度慎重な議論が行われている。

(2) 委員構成と住民意見の反映

審議会委員は10名以内で構成され、学識経験者のほか、経済・労働・福祉・教育関係団体代表、町会等の地域団体関係者、公募区民等が含まれている。

特に公募区民は2名選任されており、論文審査等を経て選考されている。また、町会関係者等を含めることで、一定数の区民が委員として審議に直接参加する構成となっており、審議会内部で住民感覚を反映する仕組みが構築されている。

なお、パブリックコメント等による意見募集は実施していない。

委員は、区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから10名以内をもって組織している。具体的な団体等は以下のとおり。

- | | |
|------------|--|
| <学識経験者> | 港法曹会会長 |
| <経済関係団体代表> | 港区商店街連合会代表 |
| <労働関係団体代表> | 連合港地区協議会代表 |
| <福祉関係団体代表> | 港区民生委員・児童委員協議会代表
港区心身障害者・児連合会代表 又は 港区保護司会代表
(輪番) |
| <教育関係団体代表> | 港区青少年委員代表 又は 港区社会教育委員代表 (輪番) |
| <地域活動団体代表> | 町会・自治会役員 2名 (地区ごとに輪番) |
| <公募区民> | 港区在住1年以上で18歳以上の区民を2名 |

直近の区民公募は令和6年度に実施し、15名の応募があった。

内規の選定基準に基づき、論文(800字程度)による選考を実施し、同点の場合には履歴事項等を参考に協議することとしている。

事前のレクチャーについては、毎年度1回目の審議会では、区の財政状況や特別区人事委員会勧告の内容、政務活動費等について、各所管課長が説明する勉強会を実施している。

(港区提供資料)

(3) 審議の実態と主な論点

審議においては、人事委員会勧告をどの程度踏まえるかという点にとどまらず、

- 管理職水準との均衡
 - 他区との相对比较
 - 区の財政状況
 - 議員活動の専門化
 - 若年層や女性議員の増加といった議会構成の変化
- など、多面的な観点から議論が行われている。

特に近年は、若年層や多様な人材が将来設計を描きながら議会活動に参画できる環境を整える必要性和、市民理解を得るための慎重な姿勢とのバランスが重要な論点とされており、委員間で丁寧な意見調整が行われている。

(4) 会議公開と透明性

審議会は原則公開とされ、傍聴が可能である。

会議録については要旨を整理した形で公表しており、公開に当たっては委員の確認を経て表現を調整している。

公開による大きな支障はなく、委員は比較的自由に発言しており、透明性の確保と活発な議論の両立が図られている。

(5) 運用上の課題

特別区人事委員会勧告が例年10月に示され、11月定例会での議決を見据えて短期間で答申をまとめる必要があることから、日程調整は運用上の課題となっている。

ただし、あらかじめ年間の見通しを立て、早期に委員の日程調整を行うことで対応している。

【参考：令和7年度開催実績】

第1回 (8/29)	勉強会（区の財政状況、人事委員会勧告制度、政務活動費等について）
第2回 (10/20)	人事委員会勧告の内容、特別職の報酬について、政務活動費について
第3回 (10/30)	特別職の報酬について、政務活動費について
第4回 (11/10)	答申案について
第5回 (11/21)	答申

(港区提供資料)

5 委員の所感等

港区における特別職報酬等審議会は、定期的な見直しを制度化し、客観的資料と住民意見の双方を踏まえながら議論を行う仕組みが確立されている点が特徴的であった。

特に、

- 条例に基づく定期開催の仕組み
- 公募区民を含む委員構成
- 人事委員会勧告を基礎とした客観的な議論
- 公開による透明性の確保

は、本市においても参考とすべき点であると考えます。

また、議員報酬は一般職給与とは異なる性格を有しつつも、市民理解を得るためには一定の客観的基準が必要であること、さらに若年層や多様な人材の参画を促進する観点も重要であることが確認できた。

今後、本市議会において議員報酬等の在り方を検討するに当たっては、本視察で得られた知見を踏まえ、制度設計、審議手法、住民意見の反映の在り方について、より丁寧な議論を行う必要がある。

特別職報酬等審議会の定期的な開催については、社会情勢、経済状況の実態との乖離を防ぐためには必要だと思ふ。

港区(松阪市も同様)では、職員の給与における人事委員会勧告に連動して、毎年、特別職報酬等審議会を開催している。このような(一般職と特別職)手法については、一般職給与と議員報酬それぞれの性格に基づき、メリット・デメリット等を整理し、方向性を定める必要があると感じた。

委員の任期を2年とし、少なくとも任期中に1回は答申を出すというルールがセットになっており、審議会が機能しなくなるのを防ぐ仕組みができていると感じた。また、公募の2枠に15名もの応募があるなど市民の関心も高く、政務活動費についても委員側からの要望で審査が行われるなど、審議会の独立性と透明性が保たれておりパブリックコメントという形をとらなくても、さまざまな立場の委員に入ることにより、原則公開の場で議論を交わすことが、結果として最大の住民理解につながる可能性を感じた。

取り組みの中で全5回程度の審議のうち、最初の1回を「市の財政状況や給与制度、政務活動費の仕組みを学ぶ勉強会」にあてているとのこと、公募で参加される市民の方は、どうしても「議員報酬は高すぎるのではないか」という厳しい目線や、ご自身の民間でのご経験から議論に入りがちなところを客観的な市の財政データや議会の役割といった「共通の土台」を最初に共有することで、極端な意見が減り、全体を見渡した建設的な議論(落としどころの模索)ができるようになってきているのだと感じた。

港区の事例から、報酬改定の議論を「政治判断」のみに委ねるのではなく、人事委員会勧告という「明確な基準」と、公募委員という「市民の目」を組み合わせる仕組みの重要性を再認識した。今後、本市においても報酬の議論を行う際には、客観的なデータの活用と、多様な

市民が参画できるプロセスの導入を検討すべきである。

審議会の構成において、透明性と公平性を担保するための工夫が見られた。審議委員の中に公募による区民2名を選定。学識経験者や団体代表だけでなく、一般区民の視点を直接審議に反映させる仕組みとなっている。

港区では、港区特別職報酬等審議会答申の引き下げもあるという「時宜に適した額を審議するには、少なくとも2年毎の定期的な開催を強く要望する」という意見・提言を踏まえ、定期開催を条例化されていた。実際の運用では、審議会は毎年度5回程度開催されており、特別区人事委員会勧告等を参考に3ヶ月で答申が出されていた。本来、議員報酬については、時宜を得た額であるべきで、審議会は毎年度開催されるべきであると思った。

港区では特別職報酬審が定期的(少なくとも2年に1回)に開催され、管理職層との水準比較、財政状況、経済情勢、市民感覚を考え議論されている点は参考となった。また審議会の委員(10名以内)の中には学識経験者のほかに町内の地域の方や公募区民等がおられ市民目線からの意見が反映されバランスのとれた議論が行われている事はこれからの本市における審議にも取り入れるべきと考える。

特別職報酬等審議会を必要に応じてではなく少なくとも2年に1回開催するとされており、常に社会状況等との関係を意識するためにも、このことは参考にすべきであると感じた。

議員報酬や特別職給与は、一般職員の給与とは性格を異にし、生活給としての性格を有するものではなく、職責や責任の重さに基づくものであることから、勧告内容を機械的に適用するものではないと整理されており、審議においては、人事委員会勧告をどの程度踏まえるかという点にとどまらず、管理職水準との均衡・他区との相对比较・区の財政状況・議員活動の専門化・若年層や女性議員の増加といった議会構成の変化など、多面的な観点から議論が行われているとのことであるが、現在は、人事委員会勧告が毎年示されることから、これと連動する形で最低要件を上回る頻度で開催されていることから、客観的資料である人事委員会勧告を重視されているように感じた。このことは一つの考え方であると思う。

審議会委員の選任について、参考にすべきと感じた。

また、市民理解を得るため委員間で丁寧な意見調整が行われており、審議会として答申内容に責任を持たれているのだと感じた。

特別職報酬等審議会の2年に一回の定期的開催は、常に議会や議員の活動や行動の評価を頂く上で良いとは思いますが、4年に一回の定期的な開催が良いと感じた。本市としても検討をしても良いのではないかと。

●長野県佐久市(4月23日)

市制施行 平成17年4月1日

面積 423.51 km²

人口 96,840人(令和8年4月1日現在)

◆ 調査事項

「報酬改定における検討、市民との意見交換会について」



1 概要

佐久市議会からは、市の概要として人口約9万8千人の合併市であること、自然環境や地域資源に恵まれている点等について説明があった。続いて、議員報酬改定に至る検討経過、市民との意見交換の実施方法、報酬審議会および議員定数の検討、議会の見える化に関する取組について説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

2 要旨

(1) 議員報酬改定の背景

佐久市議会では平成17年の合併以降、議員報酬が長期間据え置かれていた。一方で、地方分権の進展や議会改革により議員の活動量や専門性は増加し、若年層や現役世代のなり手不足が課題となっていたことから、報酬水準の見直しについて議会として本格的な検討が開始された。

今回の検討までの経過

議員定数の経過

- 平成17年(新市合併時) 34人(当時の地方自治法の法定上限数)
- 平成21年 28人(議会改革研究会での検討による)
- 平成29年 26人(議会改革特別委員会での検討等による)

議員報酬の経過

- 平成17年(新市合併時) 合併当初より現在まで改定なし(月額349,000円)
- 平成22年度の報酬等審議会において「据え置き」答申
- 平成29年度の報酬等審議会においても「据え置き」答申

【報酬等に関する検討会議】 (副議長及び各会派からの代表者5名により構成)
→平成30年8月から毎月開催し、7回にわたり、調査研究、協議検討を実施

【全議員による議員間討議】
→定数、報酬に対する議員個々の考え方を明確に表明し、意見を交換することで、議会としての考え方を明確化

【議会と語ろう会(テーマ:議員報酬)】 2/7~2/11までに7会場で実施

(佐久市提供資料)

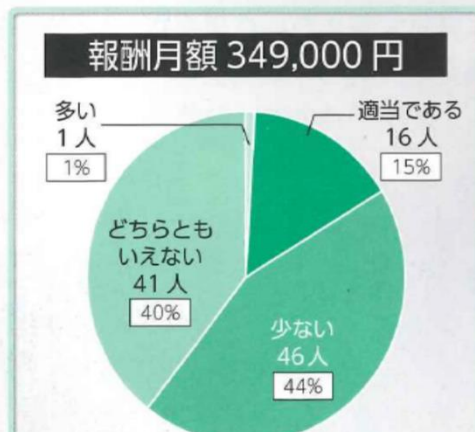
(2) 議員報酬改定の背景

議員としての活動項目について協議した上で、報酬改定に当たっては、議会内でまず活動実態や他自治体との比較等の資料を整理し、その上で市民理解を得ることを重視したとの説明があった。平成31年2月には、市内7会場において「議会と語ろう会」を開催し、議員全員が参加し、グループワーク方式による意見交換を実施した。

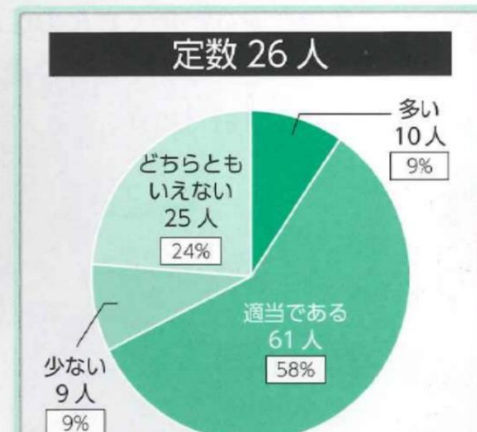
一方的な説明ではなく、少人数で率直に意見交換ができる形式としたことで、市民からは「若い人が立候補できる環境整備が必要」「他市と比べて報酬が低いのではないか」といった意見が出された。一方で、「議員の仕事内容が見えにくく判断が難しい」との意見もあり、議会の見える化の重要性が改めて認識されたとのことであった。

来場者アンケート結果

Q 議員報酬月額 349,000 円についてどう感じますか？



Q 議員定数 26 人についてどう感じますか？



グループ意見交換での意見

- ・若い人が立候補できるように報酬増額や退職金制度などの環境整備が必要
- ・同規模他市と比べても低い ・報酬を増やすなら定数を減らすべき
- ・議員間でも活動に差があるので、活動量に応じた報酬にすればどうか
- ・議員の仕事の中身がわからないので判断しかねる ・議会・議員活動の見える化を図るべき
- ・定数は現状のままでもよい ・同規模の他市と同等に定数を減らすべきでは
- ・市民の意見を反映させ、多様な意見で議論するために定数は減らすべきでない 等々

今回、みなさまからいただいたご意見をもとに、議会内でさらに検討を重ね、より良い議会づくりに努めてまいります。（ご意見の詳細については、佐久市議会ホームページに掲載しております。）

(佐久市提供資料)

(3) 活動実態の整理

全議員を対象に活動時間調査を行い、3か月平均403時間、年間換算で約1,612時間の活動実績を把握した。これらの数値は市民説明や報酬審議会における客観資料として活用された。

区分	項目	10月～12月の活動時間 合計の平均値（時間）
1	本会議、委員会、議会に関する会議、行事等	83
2	会派活動、正副議長の公務、議会選出の公職（監査委員、一部事務組合議会）、委員派遣出張、政務調査活動等	138
3	公的行事、地域行事等への来賓出席	50
4	市民相談及び請願・陳情対応	24
5	政党活動、後援会活動、選挙・政治活動	69
6	その他の活動（ボランティア活動等）	40
	3か月計の平均時間	403

1年に換算すると、403時間×4＝年間1,612時間、日数にして

1,612÷8時間＝201日を、年間で議員としての活動にあてていると試算されます。

（佐久市提供資料）

(4) 報酬額の考え方

市長報酬、類似自治体との比較を踏まえ、議員報酬を月額40万5,000円とする案を議会の総意としてまとめ、市長に報酬審議会への諮問を要請した。

(5) 報酬審議会と改定実現までの経過

令和2年12月、報酬審議会から答申がなされたが、コロナ禍等により一時凍結された。その後、令和5年9月議会において条例改正が行われ、令和6年4月から改定が実施された。

(6) 議員定数との関係

報酬審議会の付帯意見を受け、市民意見聴取や議員間討議を経て、議員定数は26人から24人へ削減する判断に至った。

(7) 議会の見える化

本会議や委員会の中継、議会だよりの充実、インターネット活用等により、議会の見える化を継続的に推進している。

3 委員の所感等

今回の視察を通じ、議員報酬改定を実現するためには、単に金額の是非を議論するのではなく、議員活動の実態把握、他自治体との比較、市民との丁寧な対話、議会内の総意形成といった積み重ねが不可欠であることを改めて認識した。

特に、佐久市議会が市民意見の聴取に当たり、少人数の対話形式を採用し、参加者が率直に意見を交わせる場を設けたことは、大変参考になる取組であった。

また、報酬改定を検討する過程そのものが、議会活動の見える化や議会改革の推進につながっている点も重要であると感じた。

本市議会においても、議員報酬などの議論に当たっては、市民の理解と納得を得るための丁寧な情報提供と意見聴取を重ねるとともに、議会活動の実態や役割を分かりやすく発信していく必要がある。

加えて、議会の見える化は一過性の取組ではなく、議会改革の継続課題として取り組むべきものであり、今回の視察で得た知見を今後の委員会運営や制度検討に十分生かしていきたい。

議員報酬という市民にとって関心が高い一方で、審議会の開催を議会が要請し、審議会への諮問、答申を経て市長が決断するという流れは、多くの地方議会、自治体で行われている。このようなプロセスだけではなく、ワークショップの開催等により市民を巻き込み、決定プロセスの「正当性」と「納得感」の向上に努めることは重要であると感じた。

報酬について多角的に検証するため、議員の仕事は「年に4回の定例会だけではないか」という市民の誤解を解くため、若干その活動時間の内容について疑問はあるが、ボランティア活動や政党活動も含めた「全議員の3ヶ月間の活動記録(平均430時間)」をデータを根拠として提示し、感覚的な反論ではなく、まずは自分たちの活動実績を数値化し、市民との共通認識を作るプロセスが重要だと感じた。

市民との意見交換会を「一方的な説明」や単なる質疑応答で終わらせず、全議員が参加して少人数のワークショップ形式(フリートーク)で行うことによりシビアな批判に対しても、手元に残る可処分所得の実態や持ち出し経費の多さなどを膝を突き合わせて率直に語り合うことで、少しずつ市民の理解を得たことは必要なプロセスであると感じた。

単に報酬を上げるなら定数を減らすというセット論にだけでなく、報酬と定数は本来別問題である。という視点からの調査・議論も必要だと感じた。佐久市のような合併して面積が広い自治体では、定数を減らしすぎると旧町村から議員が出づらくなるという懸念もあり、地域代表性や委員会の機能維持といった観点からも定数のあり方をしっかりと議論していく必要があると感じた。

佐久市議会において特筆すべきは、報酬額の検討にあたり、単なる他市比較に留まらず、詳細なデータとエビデンス(議員活動の実態調査や近隣自治体との均衡等)を揃え、市民に提示していた点である。金額を明示した上での意見交換会は、議会側の「背水の陣」とも言える強い覚悟の表れであり、市民に対して議論の過程を可視化させようとする姿勢は、本市においても大いに参考にすべきである。

定数割れや無投票当選への懸念といった、切実な「なり手不足」の現状を報酬議論の背景に

据えている点が印象的であった。報酬問題を単なる「給与アップ」の文脈ではなく、議会の機能維持と民主主義の根幹を支えるための「環境整備」として位置づけ、市民と危機感を共有しようとする取り組みは、今後の地方議会共通の課題に対する一つの解であると感じた。

議会側が自ら情報を開示し、厳しい意見も厭わず市民の中へ入っていく姿勢こそが、議会への信頼回復と適正な報酬決定への近道であることを再確認した。

議員報酬について、市内7会場で議会と語ろう会を開催され、グループによる意見交換、来場者アンケートを実施されていた。議員の報酬や定数のありかたを市民に直接伺う良い取り組みであり、本市で実施している議会報告会、意見交換会で同じような取り組みを行ってほしいと思った。

議員報酬を活動実態、他の議会との比較、市の職員との比較の三つの視点で検討されていた。

市の職員との比較において、市職員については、各種手当等があり、給料月額ではなく年収で比較すべきであると思った。

佐久市議会では若年層や現役世代のなり手不足等の課題は本市と状況は異なるが平成17年の改定以降、報酬審からの2度の据え置き答申に対し、平成30年8月から報酬等に関する検討会議を、7回にわたり協議検討され、更には議員の活動実態を整理し、これらの数値を市民説明(市内7会場)や報酬審議会に活用されており、議会の見える化の重要性の認識と私が一番危惧する市民理解を得ることを重視されていることは評価出来る。

議員報酬改定の背景について、議員報酬が長期間据え置かれていることや、地方分権の進展や議会改革により議員の活動量や専門性は増加し、若年層や現役世代のなり手不足が課題となっていたことなどは、本市議会と似ていると感じた。

報酬改定に当たっては、市民理解を得ることを重視し議員全員が参加し、一方的な説明ではなく、少人数で率直に意見交換ができるグループワーク方式による意見交換を実施されている。

まず、市民理解を優先することは大切であり、良い方法であると思う。

報酬と議員定数は別の課題であると思う。

議員報酬の額の改定には、議員定数の削減が、どこの自治体でもセットで協議されることは否定しないが、議会また議員として、それぞれの立場で市民の皆様に対し広報や活動、行動をしていく必要性を改めて感じた。

●三重県松阪市(4月24日)

市制施行 平成17年1月1日

面積 623.80 km²

人口 153,802人(令和8年4月1日現在)

◆ 調査事項

「松阪市議会議員定数等のあり方調査会について」



1 概要

松阪市は、三重県のほぼ中央部に位置し、平成17年1月1日に旧松阪市と周辺4町が合併して誕生した市である。面積は約623平方キロメートルで、三重県全体の約1割を占め、市域の約7割は山林となっている。人口は合併当初の約17万人から減少し、現在は約15万5千人を下回る状況となっている。

歴史的には、伊勢参宮街道などが交わる交通の要衝として発展し、蒲生氏郷による城下町整備や楽市楽座の導入を通じて商業都市として栄えた。三井高利、本居宣長、松浦武四郎などのゆかりの人物を輩出しており、現在では松阪牛が全国的な特産品として知られている。

松阪市議会では、住民自治協議会連合会から提出された議員定数削減等に関する要望書を契機として、「松阪市議会議員定数等のあり方調査会」を設置し、学識経験者の意見を踏まえながら議会内で議論を進めた結果、議員定数を28人から24人へ削減する決定を行っている。本視察では、こうした検討の経緯、議会内での議論の過程及び定数削減後の課題について説明を受けた。

2 要旨

(1) 松阪市議会における議会改革の体制

松阪市議会では、議会改革を一過性の取組ではなく、継続的な課題として位置づけている。議会改革特別委員会は全議員で構成されているが、全員による詳細な検討には限界があることから、8人で構成する作業部会を設置し、具体的な議論や整理を行っている。

作業部会の構成に当たっては、会派からの選出に加え、会派に所属しない議員の参加も考慮されており、議会全体の意見をバランスよく反映する工夫がなされている。説明では、議会改革を進めるに当たり一定の経験や議会運営への理解が重要であるとの認識が示された。

(2) 議員定数等のあり方調査会設置の経緯

松阪市議会において議員定数等の見直しが本格的に議論されるきっかけとなったのは、住民自治協議会連合会から提出された要望書である。要望書では、議員定数を当時の28人から20人へ削減すること、併せて議員報酬及び政務活動費について一定の見直しを行うことが求められていた。

松阪市では、市内各地域に住民自治協議会が組織され、市から交付される交付金を活用して地域活動が行われている。これら協議会の連合会から議会に対し意見書や要望書が提出されることは従前からあり、議会としても一定の重みをもって受け止めてきた経緯がある。

また、松阪市議会では、改選期を見据えて議員定数について検討を行うことが一定程度慣例化しており、今回も次期市議会議員選挙を控え、令和6年内に結論を得る必要があるという時間的制約の中で議論が進められた。

議員定数・報酬・政務活動費について

時系列

令和5年12月
①住民自治協議会連合会からの意見書
(市から運営補助金をもらっている43小学校区にある地域組織)

令和6年4月
②意見書を受けて、議会改革で定数等の在り方調査会を設置
調査会：専門有識者（大学教授等）4人で構成

令和6年10月
③調査会からの意見書を受けて、作業部会で議論
④作業部会から議会改革特別委員会全体会で議論

令和6年11月
⑤議会改革特別委員会において、議員定数削減案について、
賛成15：反対12となり賛成多数で4人減案を本会議に送ることが決定

令和6年12月
⑥本会議において、議員定数削減の条例案を全会一致で可決

議員定数削減の要望書
計4回に発見1回
H20年9月
H21年10月
H22年11月
H24年12月
R5年11月

* 令和7年7月に市議会議員選挙があったため、市民への周知期間を一定期間設けることも考慮して令和6年内の決着を計画。

(松阪市提供資料)

(3) あり方調査会の構成と運営

松阪市議会議員定数等のあり方調査会は、学識経験者4名で構成され、近隣大学の研究者2名と、議会制度等に精通した全国的な有識者2名が選任された。

委員選定に当たっては明確な基準が設けられていたわけではなく、作業部会において候補者を挙げ、正副委員長等で調整の上、本人の承諾を得て委嘱したとの説明があった。会議は原則として公開で行われ、透明性の確保が図られていた。

調査会には議長及び正副委員長も出席し、必要に応じて発言する場面はあったものの、調査会としての検討は有識者の意見を中心に進められた。調査会の意見はあくまで議会に対する提言であり、最終的な意思決定は議会が行うものと位置づけられていた。

定数等の在り方調査会について

専門有識者

小林慶太郎	会 長	【四日市大学 副学長 (総合政策学部教授)】
川上 哲	副会長	【三重短期大学 法経科准教授】
江藤 俊昭		【大正大学 地域創生学部教授】
薮林 良則		【立命館大学 法学部特任教授】

(H28 学識経験者 4名(大学教授 4名))
費用: ひとりあたり2万円/回 (交通費は別途、支給)

委員選定の基準はなく、作業部会委員の推薦で名前を挙げ、正副委員長で面会し、ご本人承諾のもと、委嘱させていただきました。

会議はすべて基本原則に則り、公開で開催することを調査会で決定

独立性の担保等は特にありませんでした。事務局体制について。

(松阪市提供資料)

(4) 調査会の主な結論

調査会では、議員定数について削減すべきとの意見と現状維持が望ましいとの意見が併存した。削減を支持する意見としては、人口減少への対応や議会運営の効率化が挙げられた。一方で、地域の声が届きにくくなる可能性や、市民との十分な対話が行われていないことへの懸念も示された。

議員報酬については、議員の生活保障やなり手不足の観点から、一定の増額が望ましいとの意見が示され、政務活動費についても、議員活動の充実を図るため、使途基準の整理や運用改善の必要性が指摘された。

なお、調査会の意見はあくまで議会に対する提言であり、最終的な判断は議会が行うものとされた。

	住民自治協議会 連合会からの意見書 令和5年12月	調査会からの意見書 令和6年10月
議員定数 	削減 28人 → 20人	・24～28と幅のある意見 ・削減は監視機能の低下を招くのではないか ・人口規模から見ると削減は妥当 ・選挙の競争性から、削減は妥当 ・選挙の最下位者の得票数から見て、削減は妥当
報酬 	1割増額	・社会保障費が考慮されていないことや社会状況から増額が妥当
政務活動費 	増額 2.5万円 → 4万円	・執行率が5割程度ではあるが増額が妥当

(松阪市提供資料)

(5) 議会内での議論と定数削減の決定

調査会からの提言を受け、松阪市議会では議会改革特別委員会を中心に議論が行われた。住民自治協議会連合会からは28人から20人への削減が求められていたが、議会内では8人削減は急激であるとの認識が共有され、最終的には4人削減し24人とする案に集約された。

議会改革特別委員会では賛成・反対双方の意見が出され、最終的には賛否を採る形で決定が行われた。その後、本会議においては、特別委員会での決定を尊重する形で全会一致により可決された。

この経過から、議員定数という議員自身の立場に直接関わる課題については、制度的・合理的な検討に加え、議会内の意見集約や合意形成といった政治的判断の側面が不可避であることがうかがえた。

(6) 定数削減後の委員会運営への影響

議員定数が28人から24人に削減されたことにより、常任委員会の委員数はおおむね7人から6人へと減少した。説明では、委員数減少により執行部に対する人数的な圧力がやや弱まった可能性はあるものの、実際の委員会運営において質疑が著しく低下したとの認識には至っていないとのことであった。

一方で、会派構成のバランスが崩れやすくなり、委員長や副委員長の選出において同数となり、くじ引きによる選出が行われるなど、運営上の課題も生じている。また、委員長となった議員は質疑に加わりにくくなるため、委員会内での役割分担や議論の進め方について引き続き検討が必要であるとの説明があった。

(7) 議員報酬及び政務活動費に関する取組

議員報酬については、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、近年増額が行われている。報酬額のみで候補者の年代構成が決まるものではないものの、議員のなり手不足や生活保障の観点から、報酬水準の議論は重要であるとの認識が示された。

政務活動費については、これまで執行率が低いという課題があり、その要因として使途基準が明確でないために支出が認められにくい事例があったことが説明された。現在はガイドラインの策定が進められており、生成AIの有料利用料や、身体的制約を有する議員の活動を支援するための介助費用を対象とすることなどが検討されている。

(8) 議会改革の今後の方向性

松阪市議会では、議員定数の見直しにとどまらず、議会機能全体の強化を目的とした改革が進められている。特に、一般質問や議案質疑で提起された課題を個々の発言で終わらせるのではなく、委員会や議会全体としての政策提言につなげる仕組みづくりが重視されている。

また、市民との意見交換についても、従来の議会報告会のあり方を見直し、議員が市民の声を直接聴く機会を重視した取組へと転換が図られている。併せて、委員会単位での研修費の確保など、議員の能力向上に向けた取組も進められている。

3 委員の所感等

今回の視察を通じて、議員定数の見直しは単に人数を減らすかどうかの問題ではなく、議会がどのように市民の声を受け止め、行政を監視し、政策提言につなげていくかという議会機能全体の問題であることを改めて認識した。

松阪市議会では、住民自治協議会連合会からの要望を契機に議論が始まったが、最終的には調査会の意見、議会内の議論、市民感覚、選挙への影響、委員会運営上の課題などを総合的に勘案し、定数を28人から24人へ削減する結論に至っている。

一方で、定数を削減した場合には、委員会の人数減少、会派バランスの変化、地域代表性の低下、議員一人当たりの負担増などの課題が生じる可能性がある。そのため、定数削減と同時に、議会活動を支える仕組み、議員の能力向上、政務活動費の活用、市民との対話の充実を一体的に進める必要がある。

東広島市議会においても、今後、議員定数や報酬、政務活動費のあり方を検討する際には、単なる削減論や財政論にとどまらず、議会が果たすべき役割、市民の声をどのように議会活動へ反映させるか、一般質問や委員会活動を政策提言にどう結びつけるかという視点が重要である。

松阪市議会の取組は、議会改革を継続的に進める体制づくり、外部有識者の活用、住民組織からの意見への対応、議会内での合意形成の難しさを学ぶ上で、大変有意義なものであった。

単なる議会内での検討にとどまらず、「住民自治協議会」からの具体的な提案を起点に、外部有識者による専門的知見を掛け合わせた、非常にプロセスが明確な事例であると感じた。

全体的に…前提として、人口減少という実状における議員定数削減と報酬増額との連動や、議員のなり手不足対策といった背景が伺えた。本市においては、人口は増加傾向にあり、なり手不足も生じていないため、どのような整理が適当か、議論する場も含め、検討する必要があるのではないかと感じた。

議会改革を一時的なものではなく常態化させ、8名の作業部会を中心に推進している。部会メンバーの選定において単なる会派の人数割りだけでなく「期数(経験値)」のバランスを重視しているということで、議会の仕組みを熟知していないと改革の議論が停滞するという説明は一理あると感じた。また、視察旅費とは別に「委員会単位での研修費(1人10万円?)」を予算化し、組織としての能力向上に投資している点は、本市の議会活性化につながるのではないかと感じた。

定数を28から24へ削減した結果、4つの常任委員会を維持したことで「1委員会6名(委員長含む。)」という体制になった。その結果、無会派と会派が3対3で同数になり、委員長選挙がくじ引きになるという運営上の弊害や、採決時の難しさが生じているという。また、執行部に対する「人数の圧」が減り、議場に緩さ?が出ているという現場の率直な声は参考になった。将来定数を見直す際には、単なる「数の削減」だけでなく、こうした「委員会機能の低下や運営上の歪み」をどう防ぐか、慎重にシミュレーションを行う必要があると感じた。

松阪市では、各小学校区に設置された住民自治協議会から、「議員定数の削減」を求める要望書が毎年提出されているという。このように、地域の核となる組織から定期的かつ継続的に具体的な要望が寄せられている事実は、市民の議会に対する関心の高さと、現状の定数に対

する厳しい視線の表れであると痛感した。

住民自治協議会連合会から、議員定数を28人から20人へと8人削減する提案がなされていた点については、削減幅の大きさに率直に驚きを感じた。

特に、議員定数は地域代表性や議会機能に直結するものであることから、このような大幅な削減提案が住民側から示されている点は非常に印象的であった。

全議員による議会改革特別委員会を常設化されていた。また、2期目以上の議員による議会改革特別委員会作業部会も設けられていた。本市も議会基本条例に議会改革の継続を定めており、このような取り組みが必要であると思った。

常任委員会の定数を6人とされていたが、やむを得ない欠席等もあり、少なすぎると思った。

政務活動費について、広報費など使いたくても使えないことから、ガイドラインを作成中とのことであった。本市の政務活動費の手引きについても、どこまでなら許容できるのか、具体的な見直しが必要であると思った。

松阪市は本市とほぼ類似団体であり各小学校区に住民自治協議会が設置されているが、その住民自治協議会の連合会から議員定数削減等に関する要望書が提出されること自体が本市では考えにくいと感じた。また本市は人口増加の自治体であり議員定数の削減は考えにくい。報酬・政務活動費については今後、報酬審による本市における特別職を含めた議員報酬や政務活動費が適正であるか否かを検証する必要性を考える。また報酬審の継続的な開催も要請すべきと考える。

松阪市議会では、改選期を見据えて議員定数について検討を行うことが一定程度慣例化しており、議論がされている。

議会改革で、学識経験者4名で構成される議員定数等のあり方調査会を設置し、議会に対し提言が行われている。

この調査会では、意見として報酬や政務活動費についても指摘(提言)されている。当然ながら最終的な判断は議会が行うものであるが、判断する根拠として、大変有効であると思う。

本市議会においても、報酬や政務活動費について、松阪市議会のあり方調査会のような組織を設置して意見を聞くことも良い方法ではないか。

議会改革特別委員会を設置され、常に改革に取り組まれていることと、住民自治協議会連合会からの意見書に、答えていく協議と努力は、我々も参考にすべきであると思う。ただし、議会の機能、役割(委員会審査等)については、もう少し慎重に協議、検討をされた方が良いと感じた。